【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二百一条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三十条第一項の規定による認可を受けないで同項に規定する業務を行つたとき。

二　第三十条の二第一項（第百五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第二項、第六十条第二項又は第八十五条第二項の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十一条第六項の規定に違反したとき。

四　第三十一条の二第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二、第四十一条の三から第四十一条の五まで、第四十二条の五、第四十二条の六又は第六十六条の十三の規定に違反したとき。

五　第三十五条第四項の規定による承認を受けないで金融商品取引業並びに同条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

六　第五十二条第一項（第三十条第一項の認可に係るものに限る。）又は第五十二条の二第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

七　第六十四条第二項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

八　第六十七条の七、第九十七条又は第百二条の二十一の規定に違反したとき。

九　第八十五条第一項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する自主規制法人に第八十四条第二項に規定する自主規制業務の委託を行つたとき。

十　第百六条の七第四項において準用する同条第一項又は第百六条の二十一第四項において準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十一　第百六条の二十八第一項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十二　第百五十六条の二十七第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の二十四第一項及び第百五十六条の二十七第一項各号に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十三　第百五十六条の二十八第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二百一条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三十条第一項の規定による認可を受けないで同項に規定する業務を行つたとき。

二　第三十条の二第一項（第百五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第二項、第六十条第二項又は第八十五条第二項の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十一条第六項の規定に違反したとき。

四　第三十一条の二第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二、第四十一条の三から第四十一条の五まで、第四十二条の五、第四十二条の六又は第六十六条の十三の規定に違反したとき。

五　第三十五条第四項の規定による承認を受けないで金融商品取引業並びに同条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

六　第五十二条第一項（第三十条第一項の認可に係るものに限る。）又は第五十二条の二第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

七　第六十四条第二項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

八　第六十七条の七、第九十七条又は第百二条の二十一の規定に違反したとき。

九　第八十五条第一項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する自主規制法人に第八十四条第二項に規定する自主規制業務の委託を行つたとき。

十　第百六条の七第四項において準用する同条第一項又は第百六条の二十一第四項において準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十一　第百六条の二十八第一項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十二　第百五十六条の二十七第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の二十四第一項及び第百五十六条の二十七第一項各号に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十三　第百五十六条の二十八第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

（改正前）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、外国証券取引所若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は証券仲介業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項及び第百五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

（四　新設）

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

八　第七十三条又は第九十七条の規定に違反したとき。

（九　新設）

九　第百六条の七第四項において準用する同条第一項又は第百六条の二十一第四項において準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十　第百六条の二十八第一項（第百六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十一　第百五十六条の二十七第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の二十四第一項及び第百五十六条の二十七第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十二　第百五十六条の二十八第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、外国証券取引所若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は証券仲介業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項及び第百五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

八　第七十三条又は第九十七条の規定に違反したとき。

九　第百六条の七第四項において準用する同条第一項又は第百六条の二十一第四項において準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十　第百六条の二十八第一項（第百六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十一　第百五十六条の二十七第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の二十四第一項及び第百五十六条の二十七第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十二　第百五十六条の二十八第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

（改正前）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

八　第七十三条又は第九十七条の規定に違反したとき。

（九、十　新設）

九　第百五十六条の二十七第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の二十四第一項及び第百五十六条の二十七第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十　第百五十六条の二十八第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

八　第七十三条又は第九十七条の規定に違反したとき。

九　第百五十六条の二十七第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の二十四第一項及び第百五十六条の二十七第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十　第百五十六条の二十八第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

（改正前）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

八　第七十三条又は第九十七条の規定に違反したとき。

九　第百五十六条の六第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の三第一項及び第百五十六条の六第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

八　第七十三条又は第九十七条の規定に違反したとき。

九　第百五十六条の六第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の三第一項及び第百五十六条の六第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

（改正前）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

八　第七十三条又は第八十六条の規定に違反したとき。

九　第百五十六条の六第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の三第一項及び第百五十六条の六第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

八　第七十三条又は第八十六条の規定に違反したとき。

九　第百五十六条の六第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の三第一項及び第百五十六条の六第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

（改正前）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

八　第七十三条又は第八十六条の規定に違反したとき。

九　第百五十六条の六第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の三第一項及び第百五十六条の六第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により金融再生委員会の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

八　第七十三条又は第八十六条の規定に違反したとき。

九　第百五十六条の六第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の三第一項及び第百五十六条の六第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により金融再生委員会の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

（改正前）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

八　第七十三条又は第八十六条の規定に違反したとき。

九　第百五十六条の六第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の三第一項及び第百五十六条の六第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二　第二十九条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十条第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条第四項の規定による承認を受けないで第二条第八項各号に掲げる業務並びに第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

（三　削除）

五　第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六　第六十四条第二項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七　第六十五条第一項又は若しくは第三項の規定に違反したとき。

（六、七　削除）

八　第七十三条又は第八十六条の規定に違反したとき。

九　第百五十六条の六第三項の規定による承認を受けないで第百五十六条の三第一項及び第百五十六条の六第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十　第百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

（改正前）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（一、二　新設）

一　第三十三条の規定に違反したとき。

二　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき。

（五　新設）

三　第四十三条の二第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

四　第六十二条第二項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

五　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき。

六　第六十五条の二第二項において準用する第二十九条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

七　第六十五条の二第三項において準用する第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

八　第七十三条又は第八十六条第一項の規定に違反したとき。

九　第八十七条の規定に違反したとき。

十　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第二百条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（一　削除）

一　第三十三条の規定に違反したとき。

（一の三　削除）

二　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき。

三　第四十三条の二第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

（一の六　削除）

四　第六十二条第二項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

五　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき。

六　第六十五条の二第二項において準用する第二十九条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

七　第六十五条の二第三項において準用する第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

八　第七十三条又は第八十六条第一項の規定に違反したとき。

（三　削除）

九　第八十七条の規定に違反したとき。

十　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき。

（改正前）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第四十三条の二第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき

一の六　第五十条の三第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

一の七　第六十二条第二項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき

一の八　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

（六、七　新設）

二　第七十三条又は第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第七十九条の十三第一項若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき

四　第八十七条の規定に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第四十三条の二第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき

一の六　第五十条の三第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

一の七　第六十二条第二項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき

一の八　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

二　第七十三条又は第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第七十九条の十三第一項若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき

四　第八十七条の規定に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

（改正前）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第四十三条の二第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により大蔵大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき

一の六　第五十条の三第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

一の七　第六十二条第二項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき

一の八　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

二　第七十三条又は第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第七十九条の十三第一項若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき

四　第八十七条の規定に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】

（改正後）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第四十三条の二第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により大蔵大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき

一の六　第五十条の三第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

一の七　第六十二条第二項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき

一の八　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

二　第七十三条又は第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第七十九条の十三第一項若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき

四　第八十七条の規定に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

（改正前）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第四十三条の二第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により大蔵大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき

一の六　第五十条の三第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

一の七　第六十二条第二項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき

一の八　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

二　第七十三条又は第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第七十九条の十三若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

四　第八十七条の規定に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第四十三条の二第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により大蔵大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき

一の六　第五十条の三第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

一の七　第六十二条第二項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき

一の八　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

二　第七十三条又は第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第七十九条の十三若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

四　第八十七条の規定に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

（改正前）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

（一の五　新設）

一の五　第五十条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

一の六　第六十二条第二項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき

一の七　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

二　第七十三条又は第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第七十九条の十三若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

四　第八十七条の規定に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第五十条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

一の六　第六十二条第二項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき

一の七　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

二　第七十三条又は第八十六条第一項の規定に違反したとき

（三　削除）

三　第七十九条の十三若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

四　第八十七条の規定に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

（改正前）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、　一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第五十条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

一の六　第六十二条第二項の規定に違反して外務員の職務を行わせたとき

一の七　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

（四　新設）

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

【平成3年10月5日 法律第96号】

（改正後）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、　一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第五十条の二第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

一の六　第六十二条第二項の規定に違反して外務員の職務を行わせたとき

一の七　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

（改正前）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、　一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

（一の五　新設）

一の五　第六十二条第二項の規定に違反して外務員の職務を行なわせたとき

一の六　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】

（改正後）

第百九十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、　一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条第一項（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第六十二条第二項の規定に違反して外務員の職務を行なわせたとき

一の六　第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

（改正前）

第百九十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条第一項の規定により附した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第六十二条第二項の規定に違反して外務員の職務を行なわせたとき

一の六　第六十五条第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第百九十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条第一項の規定により附した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第六十二条第二項の規定に違反して外務員の職務を行なわせたとき

一の六　第六十五条第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

（改正前）

第百九十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融機関、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（一～一の五　新設）

一　第六十五条第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】

（改正後）

第百九十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融機関、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第六十五条第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

（改正前）

第百九十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融機関、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第六十五条第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第百九十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融機関、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第六十五条第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止の処分に違反したとき

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

（改正前）

第百九十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融機関又は証券取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第六十五条第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条の規定による停止又は禁止の処分に違反したとき

（五　新設）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第百九十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融機関又は証券取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第六十五条第一項の規定に違反したとき

二　第八十六条第一項の規定に違反したとき

三　第八十七条の規定に違反したとき

四　第百五十五条の規定による停止又は禁止の処分に違反したとき

（改正前）

第百九十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融機関又は取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第六十五条第一項の規定に違反したとき

（二　新設）

二　第八十七条の規定に違反したとき

三　第百五十五条の規定による停止又は禁止の処分に違反したとき

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百九十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融機関又は取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第六十五条第一項の規定に違反したとき

二　第八十七条の規定に違反したとき

三　第百五十五条の規定による停止又は禁止の処分に違反したとき